



「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」について

1 趣旨

市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化の振興及び育成を図るため、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金を予算の範囲内において交付する。

2 補助対象団体

補助金の交付対象団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む市内の団体
 - (2) 団体の前年度繰越金の総額が30万円未満の団体
- ※ 市から他の補助金の交付を受けている団体または営利を目的とする団体は補助対象としないものとします。

3 補助対象活動

- (1) 団体運営
- (2) 大会等開催

4 補助金の対象経費

- ・補助金の種類により異なります。(詳しくは別紙を参照してください)。

5 補助金の額

- ・対象経費に2分の1を乗じた額以内(上限5万円)
- ※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

6 申請受付期間

- ・申請受付は、令和7年5月1日(木)～令和7年11月28日(金)までとします。
- ※受付は先着順となっており、予算がなくなり次第終了となります。

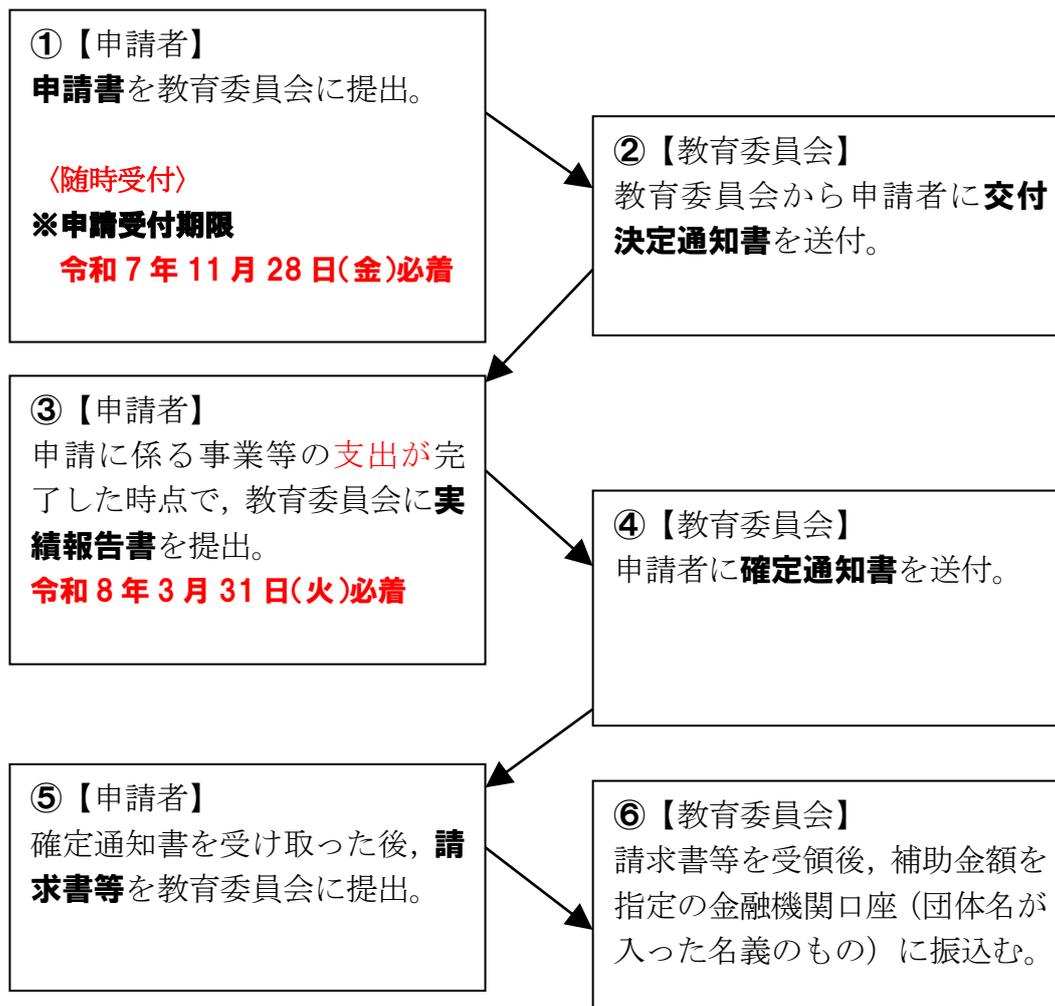
7 申請書類等について

- ・配布場所は、市役所本館5階(社会教育課)、各支所
- ・ホームページからダウンロードできます。

8 申請書の提出先

- ・三次市教育委員会教育部 社会教育課 ※支所への提出も可
〒728-8501
三次市十日市中二丁目8番1号
電話 0824-62-6191 FAX 0824-62-6288

9 交付申請以降のスケジュール



10 補助金交付の対象となる期間

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの支払いを補助金の対象とします。
(交付決定通知以前の支払いも対象としますが、事業開始後速やかに申請書を提出してください。)

11 提出書類について

補助対象活動	申請時	完了報告時
(1) 団体運営	①交付申請書（様式第1号） ②補助金所要額調書（様式第2号） ③年間活動計画書（様式第3号） ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②補助金精算額調書（様式第7号） ③領収証書の写し ④購入した備品の写真
(2) 大会等開催	①交付申請書（様式第1号） ②補助金所要額調書（様式第2号） ③大会等の実施要領等の写し ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書（様式第6号） ②補助金精算額調書（様式第7号） ③領収証書の写し ④購入した備品の写真 ⑤写真（大会等の状況写真2枚）

※前年度収支決算書は、各団体の総会等の決算報告で使用された資料の写し等を提出してください。

1 2 注意事項

- (1) 前年度（令和6年度）繰越金が30万円未満となる団体を補助対象としますが、収支決算書等でそれが確認できる団体に限ります。
- (2) 需用費（消耗品等）、備品等の購入については、可能な限り三次市内に所在する業者を優先してください。
- (3) 備品購入費がある場合は、団体の備品として購入されたことを確認するため、必ず代表者等と備品と一緒に写った写真を添付し、ユニフォーム等はクラブ員が着衣して購入した数量のすべてが確認できる写真を添付してください。
- (4) 交付申請書及び実績報告書は代表者が署名する場合、押印は不要です。
- (5) 請求書に使用する印は代表者印又は個人印とします。
※団体印（例●●●●少年団保護者会など）は使用しない。
押印の省略をしたい場合は、別途相談してください。
- (6) 補助金の振込先は、団体名及び代表者名が入った口座とします。
- (7) 補助金の申請者（団体の代表者）と振込口座の名義人とが異なる場合は委任状が必要となります。
- (8) 大会等開催をはじめとして補助金交付を受ける団体は、印刷物や配布物への表示及び口頭でのアナウンス、団体の収支決算の収入、総会等の資料に記載するなど、三次市の補助金の支援により実施していることを周知してください。
- (9) 予算の範囲内で補助金額を調整する場合があります。

(1) 団体運営

①対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の運営に必要な需用費，備品購入費，借上料など。
②具体例	<ul style="list-style-type: none"> 需用費…団体に共有して消費する消耗品，医薬品等。救急用品，文房具など。 備品購入費…団体に共有して使用するもの。ユニフォーム，クーラーなど。 借上料…遠征に必要なバス・タクシーの借上料など。 その他…大会参加費，登録料，保険料，会場使用料，遠征先での宿泊料金（指導者は3人まで）など。
③対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> 報酬（コーチ謝礼等） 食糧費 スポーツ飲料等の購入費 保護者が自家用車で行う輸送費用 宿泊に付随した飲食代金 光熱水費等 特定の個人だけが使用するものに係る費用 保護者の会議費 <p>※個人からの購入，借上については対象としない。</p>
④申請者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の代表者
⑤補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費に2分の1を乗じた額以内（上限5万円）

(2) 大会等開催

① 対象経費	<ul style="list-style-type: none">・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等の開催に必要な報償費，需用費，備品購入費，使用料など。 ※市内で行われ，参加者のおおむね半数以上が市内の子どもである大会等の経費に限る。
② 具体例	<ul style="list-style-type: none">・報償費…大会等の審判，講師等に対する謝礼・需用費…大会等の開催，運営に必要な消耗品等。コピー用紙，模造紙，文房具，賞状，レプリカなど。・備品購入費…トロフィー，楯，優勝旗など。・使用料…会場使用料など。・その他
③ 対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・食糧費
④ 申請者	<ul style="list-style-type: none">・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等を主催する団体の代表者。
⑤ 補助金額	<ul style="list-style-type: none">・対象経費に2分の1を乗じた額以内（上限5万円）